第10回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会開催議事概要

- 1 開催日時
 - 2月1日(木)午後1時30分から午後3時20分まで
- 2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

- 3 出席者等
 - (1) 出席委員

青木冨士彦(釧路町役場町議会事務局)

安藤正治(日本放送協会釧路放送局)

稲澤 優(釧路弁護士会)

津田鉄子(釧路市女性団体協議会)

富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会)

中囿桐代(釧路公立大学)

西村 毅(釧路市連合町内会)

廣瀬勝人(釧路地方検察庁)

本田 晃(釧路家庭裁判所)

山崎 学(釧路家庭裁判所)

(2) 欠席委員

秋本達之(釧路市立釧路総合病院) 和田敏幸(釧根社会福祉士会)

(3) 説明者

津山準一(特別養護老人ホーム釧路啓生園)

(3) 裁判所

杉本正則(事務局長) 空井克憲(事務局長) 塩澤勝夫(首席家裁調査官) 髙橋潤一(家裁首席書記官) 鈴木浩二(事務局次長) 富所猛男(事務局次長) 干場雅浩(主任家裁調査官)

(4) 庶 務

安藤正樹(総務課長) 安達哲也(総務課長) 石丸勝也(総務課庶務係

長)

4 議事概要

(1) 委員長等あいさつ

1月5日付けで釧路地方検察庁の藤田信宏委員に代わって委嘱された廣瀬勝人委員及び説明者として出席いただいた特別養護老人ホーム釧路啓生園津山準一氏の両名を紹介し,廣瀬勝人委員及び説明者津山準一氏から,それぞれあいさつをいただいた。

- (2) 最高裁監修の成年後見制度手続説明DVDを視聴した。
- (3) 津山準一氏から,現在の成年後見制度に対する感想及び成年後見制度に関わる高齢者介護福祉施設における現状の説明をいただいた。
- (4) 塩澤家裁首席調査官から,釧路家裁における成年後見制度手続の効率化に向けた工夫点として,①申立て時の予約制と事案を早期に把握するために書記官と調査官の共同受理面接を実施している点,②鑑定を明らかに省略できるケースは省略している点,③審理期間短縮化のために調査官調査と鑑定を並行して進めている点,④手続の合理化,効率化及び鑑定医の負担を軽減するために鑑定医に要点式鑑定書が使用できることを知らせている点等を説明し,以下のとおり意見交換がなされた。
- (委員) 成年後見の申立てから決定が出るまでの平均期間はどのくらいか。
- (裁判所)平成17年の全国平均は100日くらいだったが、平成18年10月期 には75.9日まで短縮されている。釧路での平均は、それよりも短く6 0日強となっている。
- (委員) 申立後の期間もそうだが、申立てに至るまでの期間短縮ができればもっと早くなるのではないか?

何か具体的な方策はないか。

- (委員長)申し立てる側の準備手続の短縮については、様々な角度からの検討が必要である。自治体への相談から申立てまでの期間の短縮については、今後 も当委員会で検討していきたい。
 - (5) 髙橋首席書記官から,地域包括支援センターの業務内容及び成年後見に関わる動向並びに裁判所における後見監督手続について説明し,以下のとおり意見 交換がなされた。

(説明要旨)

平成18年4月に介護保健法が改正され,各地に地域包括支援センターが設立された。裁判所では同センターを通じた成年後見制度の申立てが増加すると予想していたが,現在のところはそうでもない。これは,介護予防ケアマネジメントの事務に割かれて権利擁護事務までは手が回らない実情のようである。しかし,同センターとの協議会では,成年後見制度への関心が高まっているということなので,今後の申立ては徐々に増加するもの思われる。

- (委員) 制度自体の認知度がまだまだ低い。地域包括支援センター自体もあまり 知られていない組織なので、もっと知名度を上げる啓発活動が必要である。
 - (6) 髙橋首席書記官から,第三者後見人の確保の状況及び市民後見人の養成に関する近隣自治体の動向について説明し,以下のとおり意見交換がなされた。

(説明要旨)

後見人のなり手は、8割が親族で2割が専門家という状況である。しかし、身寄りが無かったり、いても遠隔地に居住している場合等は、司法書士会のリーガルサポートや社会福祉会のぱあとなあ北海道等に依頼している状況である。今後は更に廉価での第三者後見人の確保が、緊急の課題となっている。

釧路市では,まだ例はないが,全国では財産管理と身上監護について基礎的知識を身につけたボランティアによる市民後見人というものも現れてきている。

- (委員長)後見人と被後見人の財産の区別については,生計を共にする親族だと, とても困難であると思われる。自己の財産を守るには,一定程度の拠出は やむを得ないものなので,自己の財産を守る意識があるのであれば第三者 後見人が望ましく,特に高額な管理財産を有する場合は,弁護士等の活用 が望ましいこともある。
- (説明者)当施設の入所者は,大半が認知症を患っているが,現在申立てを検討しているのは2件である。
- (委員長) それ以外の入所者からの申立てがない理由は何か。
- (説明者) 先ほどの議論のように,後見人の選任の必要が生じても,市に申立てを

促し、そこから申し立てて決定を得るのに時間がかかっているのが実情である。

なお,施設に預けられている場合は,預かり金があるので,早々に後見 人の選任を迫られる必要がなく,親族等に申立てを促す時間的余裕がある こともある。

- (委員) 高齢者介護福祉施設入所者に係る申立ては,施設の者が後見人になれば, 第三者後見人の関係の問題も解消され,成年後見制度がもっと利用される のではないか。
- (裁判所)施設の職員は,施設の利益のために働くことが原則なので,被後見人との間で利益相反があり,一般的には不相当である。ただし,事案によっては後見監督人を付ける方法も検討できる。
- (委員) 後見業務の内容や,管理する財産の種類によって弁護士等を選任するか, 親族の後見人を選任するか区別しても良いのではないか。事務処理の効率 化のために申立書や財産目録等をチェック式にする等の工夫をすれば,も っと後見制度の利用率が上がるのではないか。
- (裁判所)後見人については,身上監護と財産管理とで役割別に複数選任もできるようになっている。裁判所でも先ほど述べたように,鑑定書や財産目録等,手続で利用される書類の簡便化には力を入れているが,更なる工夫を検討していきたい。
- (委員長)成年後見制度に対し,裁判所ではどのような感想を持っているのか。
- (裁判所) 手続の効率化については、日々検討しているが、後見手続の申立てが少ないことは大きな悩みである。親子間での財産が一緒になってしまい、遺産分割時に兄弟間で新たな紛争が生じる現状に、利用者も早く気付いてほしいとともに、裁判所としても問題点を引き続き検討していなければならないと感じている。
- 5 次回日程等について
 - 日 時 平成19年5月17日(木)午後1時30分から
 - 議 題 離婚時年金分割制度

(閉会)